

成年後見人の送付先変更届のお手続きにあたって

1 届出人について

本届出書でお手続きできる方は、成年後見人・保佐人・補助人です。

2 必要書類

①は必須です。新規・変更の場合は、①・②・③をご提出ください。④に該当する場合は、①・②・③と併せてご提出ください。解除の場合は、①・③をご提出ください。

①送付先変更届

②登記事項証明書

写し可。発行から3か月以内。保佐人・補助人は代理行為目録を含む。

③届出人の本人確認書類

官公庁発行の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
郵送の場合は写し可。

④送付先を事務所に設定する場合は、当該事務所に所属していることがわかる社員証等および事務所の住所が記載されているものの写し

3 届出方法

送付先変更届と添付書類を受付窓口にお持ちいただくか、郵送してください。

○受付窓口

国保年金課（板橋区役所 南館2階②番窓口）

○郵送先

〒173-8501 板橋区役所 健康生きがい部 国保年金課 国保資格係

（住所の記載は不要です）

（裏面もお読みください）

4 注意事項

- ①入所先施設や病院等、後見人等のご住所以外への変更をご希望の場合は、必ず事前に施設等からの承諾を得たうえで手続きをお願いいたします。解除の場合も同様です。
- ②すでに送付先変更がされている場合は、前届出人の承諾を得たうえで手続きをお願いいたします。
- ③お手続き後、内容確認等のため、届出書にて選択いただいた各関係部署からご連絡する場合がございます。
- ④変更後は、解除等のお手続きがない限り、届出いただいた住所へ送付いたします。死亡等により送付先変更が不要となった場合や他住所へ変更される場合は、あらためて手続きをお願いいたします。
- ⑤変更または解除の処理が完了するまで、届出から1~2週間程度お時間を要します。お手続きの時期によっては、通知書等の発送に間に合わない可能性がありますのでご了承ください。
- ⑥この届出により、納付義務者は変更されません。
- ⑦国民健康保険は、世帯主（納付義務者）宛てに送付するため、世帯員についての送付先変更はできません。また、国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合でも、送付先情報は自動的に引き継がれませんので、あらためて届出が必要です。本届出の後、板橋区の国民健康保険の資格を喪失し、その際に送付先変更の解除手続きを行わなかった場合は、資格喪失後2年程度で送付先変更を廃止します。

5 問い合わせ

板橋区役所 健康生きがい部 国保年金課 国保資格係

連絡先 03-3579-2406